

第2回京都府犯罪被害者等支援検討委員会

次 第

日 時：令和4年7月21日（木）

14時00分～17時00分

場 所：京都府公館第5会議室

1 開 会

2 議 事

（1）犯罪被害者等支援に特化した条例に盛り込む内容（案）について

（2）犯罪被害者等支援の施策について

3 事務連絡

4 閉 会

＜配付資料＞

資料1 第1回犯罪被害者等支援検討委員会における主な意見

資料2 犯罪被害者等支援に特化した都道府県条例における条項

資料3 犯罪被害者等支援に特化した条例に盛り込む内容（案）

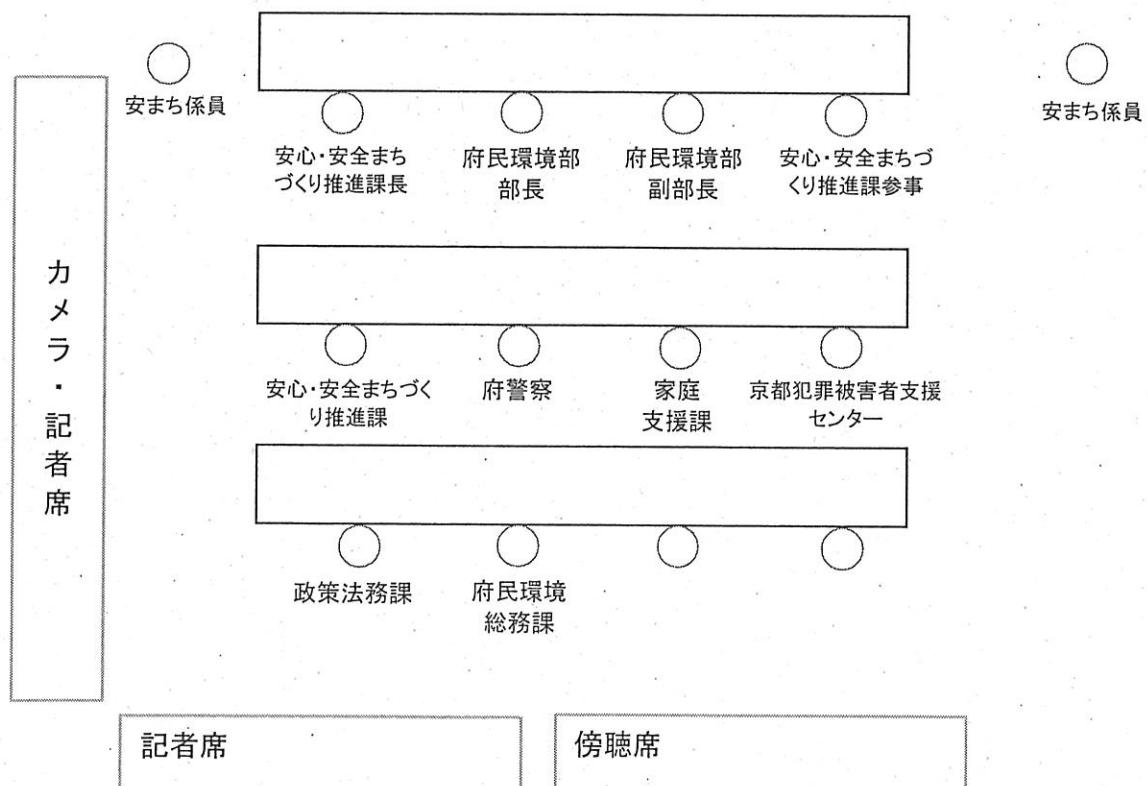
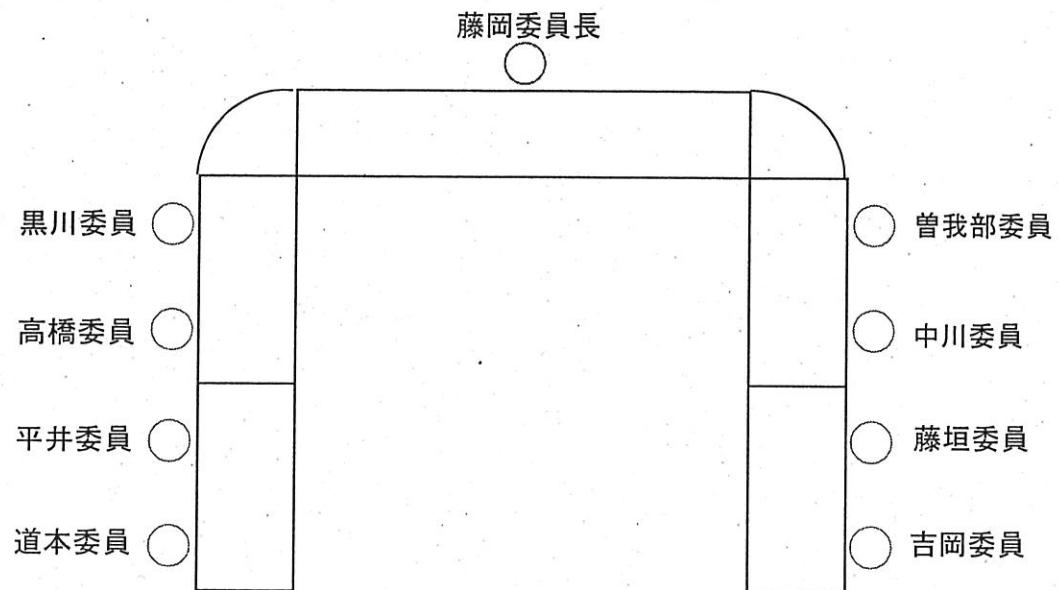
資料4 犯罪被害者等支援ワンストップ調整会議（仮称）（案）

資料5 犯罪被害者等に関わる既存制度一覧（一部）

参考資料 群馬県インターネット上の誹謗中傷等の被害者支援等に関する条例

第2回 京都府犯罪被害者等支援検討委員会

令和4年7月21日(木)午後2時～
京都府公館第5会議室



京都府犯罪被害者等支援検討委員会（第2回）

出席者名簿

【委員】

氏名	御所属
黒川 雅代子	龍谷大学短期大学部社会福祉学科教授
曾我部 真裕	京都大学大学院法学研究科教授
高橋 みどり	京都弁護士会
中川 るみ	一般社団法人京都社会福祉士会相談役
平井 紀夫	公益社団法人京都犯罪被害者支援センター副理事長
藤岡 一郎	京都産業大学名誉教授
藤垣 浩二	与謝野町防災安全課長（京都府町村会）
道本 明典	八幡市総務部長（京都府市長会）
吉岡 宏典	京都府警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室長

(五十音順、敬称略)

【事務局】

益田 結花	京都府府民環境部長
永本 正勝	京都府府民環境部副部長
舟木 健広	京都府府民環境部安心・安全まちづくり推進課長
高橋 香織	京都府府民環境部安心・安全まちづくり推進課参事

【注】
網掛けの囲み数字は、(資料3)条例
に盛り込む内容に反映した意見

第1回犯罪被害者等支援検討委員会 委員意見要旨

(※ 主に発言順)

◇ 曽我部委員（京都大学大学院法学研究科教授）

<支援体制の地域差>

- 相談体制を委託している京都市と、それ以外の市町村では支援体制の違いがあり、地域によって差があることは課題である。①

<支援対象について>

- 被害者支援の対象をどうとらえるか。事故、加害者的心神喪失による不起訴事案、自死、同性パートナー等、現行制度では対象外となる方の支援をどうするかという課題がある。犯罪被害者等基本法に基づく個々の支援制度を理解した上で、現行制度の対象外となっている人（支援領域の境界又は外側にいる人）に対する支援制度をいかに考えるか、検討する必要がある。②

<被害者が求める支援に対する社会資源の整理（既存制度における課題）>

- 被害者アンケート結果から、既存制度はあるが不十分なもの、と制度がないものに仕分けた上で、対応できていないものについて制度の検討が必要である。③

<SNS等による二次被害への対応>

- SNS等による誹謗中傷に関しての対策は、人権擁護の観点や教育現場等でそれぞれ対応されているとのことだが、二次被害に対する支援として検討が必要である。④

<他府県条例の分析>

- 他府県の条例を項目毎に分解・整理した資料と共に、案を提示し、過不足を議論してはどうか。⑤

◇ 平井委員（公益社団法人京都犯罪被害者支援センター副理事長、被害者遺族）

<国、都道府県、市町村における施策の方向性の一致>

- 「基本法>基本計画>都道府県条例>市町村条例」という組み立ての中で、基本法、国の基本計画と市町村等関係機関の支援実態及び犯罪被害者の実態との観点から条例を検討し、具体的な施策を検討しなければならない。⑥

<計画と施策の進め方>

- 国の計画と同様、府の計画も見直しながら進めて行く必要がある。条例に具体的な施策を書くわけではないので、条例を達成するためには様々制約があると思うが、5年計画で一歩ずつ、その達成に近づいていくよう、府民からも見える形で進めなければならない。三重県の条例や計画は他よりも抜きんでているので、参考にしてほしい。⑦

<行政と民間支援団体との役割>

- 行政ができること、民間支援団体ができること、それぞれ適した役割があり、民間支援団体と一緒にになって支援を進めていくことが重要である。⑧

<福祉制度等の社会資源のコーディネーターの必要性>

- 生活困窮者支援金、緊急生活支援金、社会的弱者支援など、犯罪被害者支援に使える様々な福祉的制度は存在しているが、これをコーディネートする方がいない。こうした制度をうまく活用して支援を進めることができるような調整役が求められる。 [9]

<被害者支援連絡協議会の活用>

- 現在、警察が中心となっている被害者支援連絡協議会において、更に府や市町村等の支援情報を共有し、犯罪被害者を支援できる仕組みが必要ではないか。 [10]

◇ 高橋委員（京都弁護士会）

<条例案作成の進め方>

- まずは、スタンダードなものとして、他府県の条例や、被害者が創る条例研究会が示しているモデル条例案等を参考に案を作ってはどうか。その上で、意見交換を行い都道府県によって独自性を出しているところを採用できる部分は採用していく姿勢が必要である。 [11]

<弁護士へのアクセス不足>

- まだまだ、弁護士への被害者のアクセスが不十分である。これには弁護士費用の問題もあると思われる。弁護士費用の負担を府が行うことにより、被害者の弁護士へのアクセスが少しでも進むのではないか [12]

<現行制度を補填する支援の検討>

- 犯罪被害者給付金は、同性パートナーの場合は地裁では認められなかった。法律では対象と認められなかつたが、条例でこれを補填する何か制度を作つてもいいのではないか。 [13]

<市町村における支援体制の充実>

- 市町村の窓口は設置されているが、問題は質。質を上げるためにも、府の計画に市町村の条例を更新していくということを盛り込んではどうか。 [14]

<議員等府民目線の意見の聴取>

- 府民の意見の代弁者として議員の方の意見も聞いていただき、被害者支援に対する府民感覚とはどのようなものかという視点も入れ、進めていただきたい。

<被害者の声に答える条項の検討>

- アンケートの声に応えるために、どんな施策が必要か、その施策を実行するために条例にどのように規定することが必要かを考えることが重要である。 [15]

◇ 中川委員（一般社団法人京都福祉士会相談役）

<京都府条例における独自性>

- 他府県の条例を見ても、最近に制定されたものは、社会情勢の変化に伴い、より充実した内容となっていっている。今、被害者支援において社会的に課題となっている事に対して、京都府としての具体的な解決策を検討していく中で、京都府のオリジナリティーが出てくるのではないか。 [16]

<人材育成>

- 行政の窓口となる人材の育成は重要である。多くのしんどい思いを抱えた人の声を聞いてきた人の対応能力は優れている。そうした人こそ、良い人材であり、今後、必要とされる。長野県の条例には、人材育成が明記されているので、是非取り入れていただきたい。17

<社会福祉協議会の参画>

- 犯罪被害者支援に使える様々な福祉的制度のコーディネートを担うのは、まさに府の社会福祉協議会である。府の社会福祉協議会との連携を検討することが必要ではないか。18

◇ 道本委員（八幡市総務部長）

<市相談体制の現状>

- 被害者支援は危機管理部局で対応しており、ここ5年以内で相談は1件ほどしかない。被害者支援に専属の職員を配置するのは困難な状況である。

<寄り添う支援>

- 以前、寄り添う支援の難しさについて、被害者支援に携わられた警察の方のお話を聞いたことがあるが、やはり被害者の方に一番に接するのは警察の方なので、その部分は担っていただく役割は大きいと感じている。

◇ 藤垣委員（与謝野町防災安全課長）

<町相談体制の現状>

- 与謝野町も同じく、被害者支援は防災担当との兼務で対応しており、近年の相談実績もない状況である。

◇ 藤岡委員長（京都産業大学名誉教授）

<条例の実効性へ向けた議論>

- 社会福祉士等の都市部への偏りや人材不足等、実態としての市町村における被害者支援体制の脆弱性をどう克服するのか、誰が被害者に寄り添い支援するのか、実効性のあるものにするには、そこまで考える必要がある。19

<検討委員会の進め方について>

- 様々意見が出たものを条項にどう反映させていくか、次回の検討委員会において、事務局でたたき台を提示し、更に具体的に議論を進めていくこととしたい。

資料 2

都道府県犯罪被害者支援特化条例 条項一覧

※ 目的、定義、基本理念を除く。また、年は、特化条例の施行年を示す。

【注】

- ①網掛けは、多くの他府県に見られるスタンダードな条項
- ②アスリスクは、他の都道府県に見られるカスタムな条項
- ③二重線は、府独自のカスタムな条項

犯罪被害者等支援に特化した条例に盛り込む内容（案）

1 目的 5 6 11 15

- (1) 犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、府、府民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにする。
- (2) 犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進する。
- (3) 犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建及び権利利益の保護を図り、もって、社会全体で犯罪被害者等を支え、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与する。

2 定義 5 6 11 15

(1) 犯罪等

犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

(2) 犯罪被害者等

犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

(3) 犯罪被害者等支援

犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようとするための取組をいう。

(4) 二次被害

犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者の無理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過度な取材等により、犯罪被害者が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穏の侵害、経済的な損失等の被害をいう。

(5) 再被害

犯罪被害者等が、当該犯罪等の加害者から再び被害を受けることをいう。

(6) 民間支援団体

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。

3 基本理念 5 6 11 15

- (1) 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい待遇を保障される権利が尊重されることを旨として行われなければならない。
- (2) 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、二次被害が生ずることのないよう十分に配慮して行われなければならない。

- (3) 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。
- (4) 犯罪被害者等の支援は、国、府、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関するものによる相互の連携及び協力の下で推進されなければならない。

4 府の責務 5 6 11 15

- (1) 府は、基本理念にのっとり、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関する者との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する責務を有する。
- (2) 府は、市町村が犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進することができるよう、必要な情報の提供、助言その他の支援を行う。 1

5 府民の責務 5 6 11 15

府民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、府が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努める。

6 事業者の責務 5 6 11 15

- (1) 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、事業活動を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、府が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努める。
- (2) 事業者は、犯罪被害者等である従業員の就労に十分配慮するよう努める。

7 民間支援団体の責務 5 6 11 15

民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を推進するとともに、府が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努める。

8 支援に関する計画 5 6 11 15

- (1) 府は、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する計画（以下「推進計画」という。）を定める。
- (2) 推進計画は、次に掲げる事項について定める。
 - ア 犯罪被害者等支援に関する基本方針
 - イ 犯罪被害者等支援に関する具体的施策
 - ウ 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な事項
- (3) 府は、推進計画の策定に当たっては、犯罪被害者等や府民の意見を反映するために必要な措置を講ずる。
- (4) 府は、推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表する。
- (5) 府は、推進計画に基づく施策の実施状況について、毎年度公表する。
- (6) 府は、犯罪被害者等支援に関する施策の実施状況を踏まえ、必要に応じて、推進計画の見直しを行う。（※） 7

9 総合的な支援体制の整備（※） [9] [16] [18] [19]

- (1) 府は、犯罪被害者等早期援助団体、関係市町村その他民間支援団体と共に総合的な犯罪被害者等支援を一体となって実施するため、犯罪被害者等支援ワンストップ調整会議（仮称）を設置する。
- (2) 府は、犯罪被害者等が府、犯罪被害者等早期援助団体、関係市町村その他民間支援団体のいずれに支援を求めた場合においても同様に必要な支援を受けることができるよう、犯罪被害者等支援ワンストップ調整会議（仮称）において必要な調整を図る。

10 相談、情報の提供等 [5] [6] [11] [15]

府は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等支援に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずる。

11 心身に受けた影響からの回復 [5] [6] [11] [15]

府は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から早期に回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずる。

12 安全の確保 [5] [6] [11] [15]

府は、犯罪被害者等が再被害及び二次被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずる。

13 居住の安定 [5] [6] [11] [15]

府は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の住居の安定を図るとともに、再被害及び二次被害を防止するため、府営住宅への入居における特別の配慮、一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずる。

14 雇用の安定 [5] [6] [11] [15]

府は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、二次被害を防止するため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について事業者の理解を深めるための啓発その他の必要な施策を講ずる。

15 経済的負担の軽減 [5] [6] [11] [15]

府は、犯罪被害者等が受けた犯罪等の被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずる。

16 大規模事案における支援（※） [16]

府は、府内で犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が発生した場合において、当該事案の犯罪被害者等に対し直ちに支援を行う必要があると認めるときは、市町村、民間支援団体その他関係機関と協力して、当該事案に対応するための支援の態勢を整え、必要な緊急の支援を実施する。

17 インターネット上の誹謗中傷事案に対する支援 4 16

- (1) 府は、犯罪被害者等がインターネット上の誹謗中傷により直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、インターネットに関する専門的な知識を有する者の紹介その他の必要な施策を講ずる。
- (2) 府は、(1) の施策を推進するため、国、民間支援団体その他の関係機関と連携を図る。

18 民間支援団体等に対する支援 5 6 11 15

- (1) 府は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、犯罪被害者等支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずる。
8
- (2) 府は、犯罪被害者等支援に支援する者（以下「支援従事者」という。）が支援を行うことにより犯罪被害者等と同様の心理的外傷を受けることを防止するため、支援従事者に対する研修その他の必要な施策を講ずる。（※）

19 府民の理解の促進 5 6 11 15

府は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次的被害が生じることのないよう配慮することの重要性について府民の理解を深めるため、犯罪被害者等の声を府民に届ける機会の提供その他の方法により広報及び啓発を推進するとともに、教育の充実その他の必要な施策を講ずる。

20 人材の育成 5 6 11 15 17

府は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、犯罪被害者等支援を担う人材を育成するための研修その他の必要な施策を講ずる。

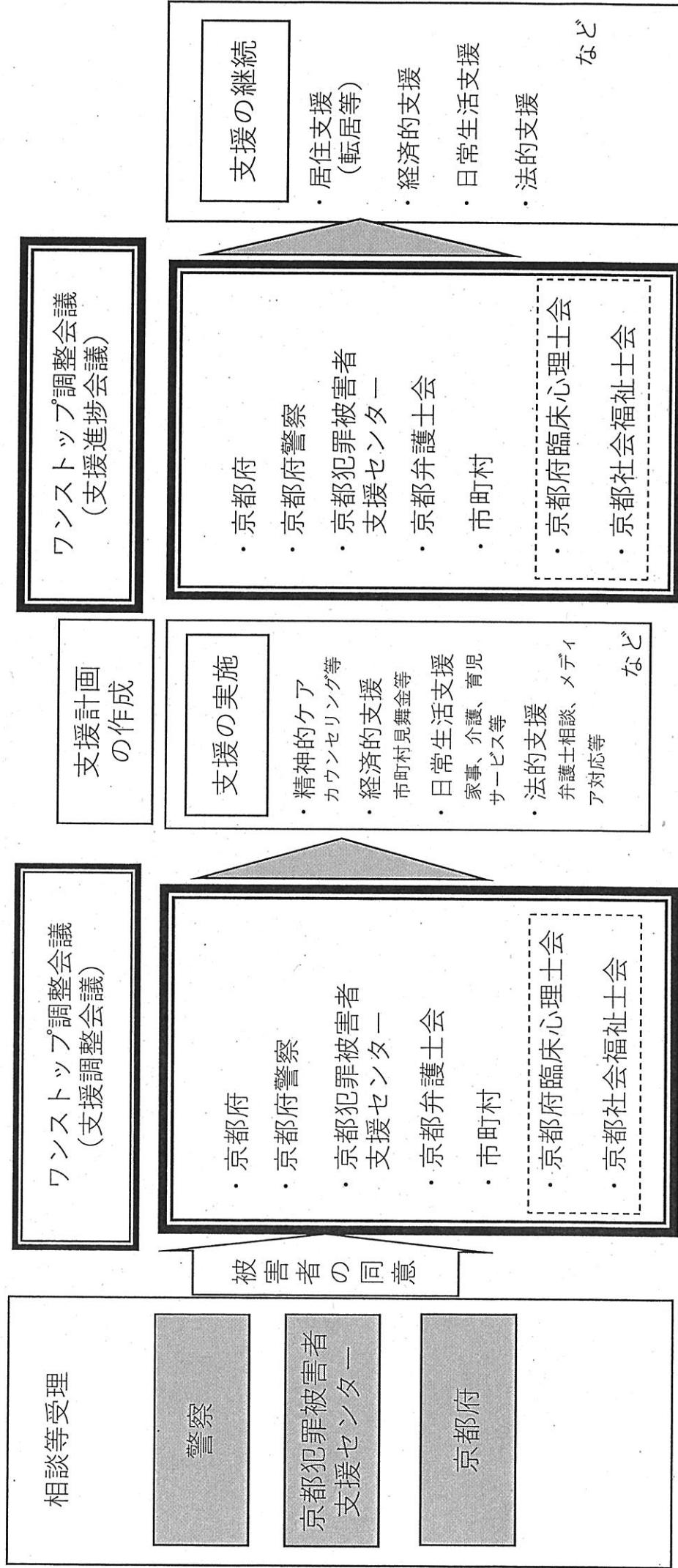
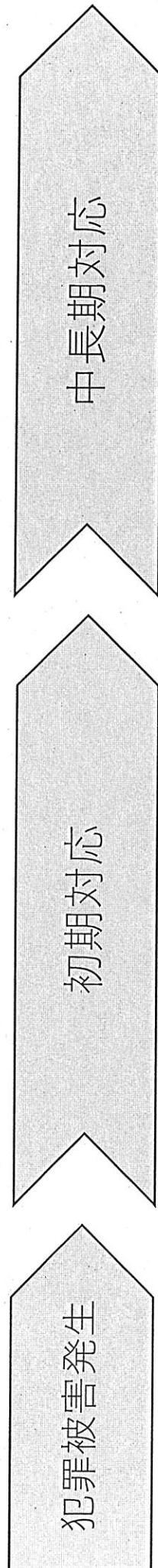
21 個人情報の収集及び適切な管理 （※）

- (1) 府の実施機関（京都府個人情報保護条例（平成8年京都府条例第1号）第2条第2号に規定する実施機関をいう。）は、犯罪被害者等支援を行うに当たり、必要な範囲において、他の実施機関及び犯罪被害者等、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者支援に関する者から、犯罪等により被害を受けた事実その他の個人情報（同条例第4条第3項に規定する個人情報を含む。）を収集することができる。
- (2) 府は、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関する者との連携協力のため、犯罪被害者等に係る個人情報を提供するときは、その職員、構成員等に対し、当該情報を府の職員に準じて適切に取り扱うよう求める。

22 財政上の措置 5 6 11 15

府は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

犯罪被害者等支援ワントップ調整会議（仮称）（案）



犯罪被害者等に關わる既存制度一覧（一部）

犯罪被害者等の支援に関するアンケート結果		対応施策	既存制度	制度概要
犯罪被害者等の声	支援者の声			
（1）心身の不調について ●不眠、食欲減退、無力感等 ●被害者が医療機関・カウンセリングを受けたことがあることがで きない、又は本人の意向によ り医療機関につながらない ケースに対して、積極的な動 きかけが必要 ●医療機関やカウンセリング を受けるための外出もまま らない状況から、医療機関や カウンセリングを受けたとの 回答は4割に満たなかった。	●被害者が医療機関・カウ ンセリングを受けたことがあることがで きない、又は本人の意向によ り医療機関につながらない ケースに対して、積極的な動 きかけが必要 ●早期段階でのカウンセラ ーの関与 ●オンラインによるカウンセ リング	カウンセリング △	カウンセリング制度 <府警>	精神的被害の大きい被害者等が、臨床心理士の資格を持つ犯罪被害者心理カウンセラーによるカウンセリングを受けることができる。（無料、予約制）必要に応じて、医療機関の紹介、捜査活動及び証人出庭の付添い等支援も実施。
（2）心身の不調について ●心身の不調があつたとの回答が約6割強であつた。	●京都府男女共同参画センターから京都府立学校に在籍する小学生から高校生までの児童生徒及び保護者が対象。	指定被害者支援要員制度 <府警>	精神科医師の診察等に係る公費負担制度 <府警>	府警のカウンセリングを受けた結果、精神科医師による早期診断や部外カウンセリング料を公費負担（3回まで）
（3）心身の不調について ●オンラインによるカウンセリング	女性が生活する上で直面するあらゆる悩みに対し、女性がカウンセリングを受けることができる。予約制、無料、回数制限なし、火曜と木曜（午前1枚、午後3枚、木曜のみ夜間3枚）。	直接的支援 <京都府男女共同参画センター>	カウンセリング制度 <京都府男女共同参画センターから京都府立学校に在籍する小学生から高校生までの児童生徒及び保護者>	自宅への訪問、裁判の傍聴付添い、裁判の代理傍聴、その他の付添い、電話による情報提供・生活支援、外国人の相談に対する通訳対応等の支援を行う。
（4）心身の不調について ●オンラインによるカウンセリング	子ども、保護者が教育、心理の専門家からカウンセリングを受けることができる。京都市在住又は京都市立学校に在籍する小学生から高校生までの児童生徒及び保護者が対象。	カウンセリング制度 <京都府男女共同参画センター>	カウンセリング制度 <京都府男女共同参画センターから京都府立学校に在籍する小学生から高校生までの児童生徒及び保護者>	女性が生活する上で直面するあらゆる悩みに対し、女性がカウンセリングを受けることができる。予約制、無料、回数制限なし、火曜と木曜（午前1枚、午後3枚、木曜のみ夜間3枚）。
（5）医療費の助成	診断書料などの公費負担制度 <府警>	△	診断書料の提出を求められた場合の初診料、診断書料を公費負担。	事件立証のために警察から診断書の提出を求められた場合の初診料、診断書料を公費負担。
（6）医療費の助成	精神科医師の診察等に係る公費負担制度 <府警> 再掲	△	性犯罪被害に遭った場合の初診料、診断書料、初回処置料、性感染症検査費用等を公費負担。	性暴力被害に遭った場合の初診料、カウンセリング料を支給（3回まで）
（7）医療費の助成	医療費の公費負担制度 <京都SARA>	△	性暴力被害に遭った場合の初診料、カウンセリング料を支給（3回まで）	性暴力被害に遭った場合の初診料、カウンセリング料を支給（3回まで）
（8）医療費の助成	自立支援医療（精神通院）制度	△	精神障害により、通院による治療を続ける必要がある方が対象。 自己負担額：1割 ※所得や精神疾患の状態等により上限額を設定。	精神障害により、通院による治療を続ける必要がある方が対象。 自己負担額：1割 ※所得や精神疾患の状態等により上限額を設定。

犯罪被害者等の支援に関するアンケート結果		制度概要	
犯罪被害者等の声	支援者の声	対応施策	既存制度
		京都市精神医療費の助成制度 <京都犯罪被害者支援センター> ひとり親家庭医療費助成制度 <市町村>	犯罪被害者が精神科に通院した場合、健康保険診療で自己負担額の2分の1を助成。 上限5,000円。1事件につき3回まで。
		重度心身障害児（者）医療助成制度 <市町村>	ひとり親家庭の方が自己負担なしで診療を受けられる制度。ひとり親家庭の児童（18歳の年末まで）及びその親が対象。※所得制限あり。
		母子父子寡婦福祉資金<府>	下記のいずれかに該当する方で後期高齢者医療制度の被保険者でない方が対象。 ①身体障害者1,2級所持者②IQ35以下で知的障害児（者）③身体障害者手帳3級所持者④Q50以下の重複障害のある方が自己負担なしで診療を受けられる制度。※所得制限あり。
		高額療養費制度 <全国健康保険協会>	母子家庭、父子家庭、寡婦の方への福祉資金の貸付制度。 修学 金額学校別 上限 183千円/年（大学院） 住宅 上限 1500千円/回 就学 金額学校別 上限 590千円/年（大学院） 転居 上限 260千円/回 就職 上限 330千円/回 医療 上限 340千円/回 介護 上限 550千円/回
		高額医療費貸付制度 <全国健康保険協会>	重い病気等で長期入院したり、治療が長引く場合には、医療費の自己負担額が高額となるため、一定の金額を超えた部分が払い戻される制度。自己負担額は年齢及び所得に応じて算出される。
			高額療養費が支給されるまでの間、高額療養費支給見込額の8割相当額を無利子で貸し付ける制度。

制度概要	既存制度	対応施策	支援者の声	犯罪被害者等の声	
				支援策	対応施策
犯罪被害に遭われた方の相談。初回無料 弁護士会に相談申し込みの後、担当弁護士から連絡。 申し込み受付日時：月～金 9:00～12:00、13:00～17:00	犯罪被害者支援相談 <京都弁護士会>	法律相談	●被害者が自己負担を強いられることが多い費用の公費補助制度の充実	●が生じたとの回答は約6割。	事件に関する経済的負担
弁護士法律相談3回まで無料	京都犯罪被害者支援センター> 法テラス情報提供窓口 <法テラス京都>	法律相談	●弁護士費用	●生活環境を変えざるを得ない中の転居費用 ●生活費用や転居費用、交通費等の経済的負担への補償を求める声が多く見られた。	本来負担する必要のなかつた弁護士費用や転居費用、交通費等の絏済的負担への補償を求める声が多く見られた。
犯罪被害者又はその親族若しくは遺族の方が、刑事裁判、少年審判等手続行政手続きに関する面談や電話により、無料で関係機関の窓口を案内、法制度に関する情報提供、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介。	法テラス京都（日弁連委託）> <法テラス京都>	法律援助	●弁護士費用	●生活環境を変えざるを得ない中の転居費用 ●生活費用や転居費用、交通費等の絏済的負担への補償を求める声が多く見られた。	事件に関する経済的負担
犯罪被害者又はその親族若しくは遺族の方が、刑事裁判、少年審判等手続行政手続きに関する面談や電話により、無料で関係機関の窓口を案内、法制度に関する情報提供、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介。	法テラス京都（日弁連委託）> <法テラス京都>	法律援助	●弁護士費用	●生活環境を変えざるを得ない中の転居費用 ●生活費用や転居費用、交通費等の絏済的負担への補償を求める声が多く見られた。	事件に関する経済的負担
犯罪被害者又はその親族若しくは遺族の方が、刑事裁判、少年審判等手続行政手続きに関する面談や電話により、無料で関係機関の窓口を案内、法制度に関する情報提供、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介。	法テラス京都（日弁連委託）> <法テラス京都>	法律援助	●弁護士費用	●生活環境を変えざるを得ない中の転居費用 ●生活費用や転居費用、交通費等の絏済的負担への補償を求める声が多く見られた。	事件に関する経済的負担
一時避難場所に係る公費負担制度 <府警>	府営住宅の目的外使用 <府>	公費負担	●安全の確保	●生活環境を変えざるを得ない中の転居費用 ●生活費用や転居費用、交通費等の絏済的負担への補償を求める声が多く見られた。	事件に関する経済的負担
6、10、2月の年3回募集。府営住宅条例による入居資格を有し、かつ犯罪等により従前の住宅に居住することが困難な方が対象。	公営住宅の一般入居資格が要件 <市町村>	公営住宅の一般入居	●居住の安定	●生活環境を変えざるを得ない中の転居費用 ●生活費用や転居費用、交通費等の絏済的負担への補償を求める声が多く見られた。	事件に関する経済的負担
母子家庭、父子家庭、寡婦の方への福祉資金の貸付制度。 修学 金額学校別 上限 183千円/年（大学院） 住宅 上限 1500千円/回 就学 金額学校別 上限 590千円/年（大学院） 転居 上限 260千円/回 就職 上限 330千円/回 生活 上限 141千円/月 医療 上限 340千円/回 結婚 上限 300千円/回 介護 上限 550千円/回	母子父子寡婦福祉資金<府> 再掲	母子家庭、父子家庭、寡婦の方への福祉資金の貸付制度。	離職者向け住宅確保保給付金 (生活困窮者自立支援事業) <府保健所、各市社会福祉法人等>	●生活環境を変えざるを得ない中の転居費用 ●生活費用や転居費用、交通費等の絏済的負担への補償を求める声が多く見られた。	事件に関する経済的負担
就職活動に必要な安定した住宅を確保するため、賃貸住宅の家賃相当額を支給。 (支給期間は原則3ヶ月、最長9ヶ月)	転居費用	●転居費用	●交通費	●生活環境を変えざるを得ない中の転居費用 ●生活費用や転居費用、交通費等の絏済的負担への補償を求める声が多く見られた。	事件に関する経済的負担
※京都府内に居住又は居住予定の65歳未満の方、離職後2年以内の方、離職前に主たる生計維持者であった方、就労能力及び常用就職の意欲があり、ハローワークに求職申し込みを行った方として警察に招致される被害者又はその親族に対する交通費を支給。	参考人旅費<府警>	参考人旅費<府警>	●交通費	●生活環境を変えざるを得ない中の転居費用 ●生活費用や転居費用、交通費等の絏済的負担への補償を求める声が多く見られた。	事件に関する経済的負担
参考人として警察に招致される被害者又はその親族に対する交通費を支給。	被害者参加制度を利用する際の交通費<日本司法支援センター>	被害者参加制度を利用する際の交通費<日本司法支援センター>	●交通費	●生活環境を変えざるを得ない中の転居費用 ●生活費用や転居費用、交通費等の絏済的負担への補償を求める声が多く見られた。	事件に関する経済的負担

		支援者の声	対応施策	既存制度	制度概要	
(一) 生活面	（二）経済面について	<p>▲収入が減り、生活が苦しくなったとの回答が約4割。</p> <p>▲事件がきっかけで学校又は会社を辞めた、変えたとの回答が約2割、休学・休業せざるを得なかつたとの回答が5割強であった。</p> <p>●事件がきっかけで休職や退職を余儀なくされ、生活が苦しくなった被害者等に対する休業補償や失業者への支援制度等の周知が必要</p> <p>●損害賠償請求が認められても、加害者側の問題で支払われない場合があり、被害者が確実に損害補償される制度が必要</p>	<p>●事件がきっかけで休職や退職を余儀なくされ、生活が苦しくなった被害者等に対する休業補償や失業者への支援制度等の周知が必要</p> <p>●損害賠償請求が認められても、加害者側の問題で支払われない場合があり、被害者が確実に損害補償される制度が必要</p>	<p>▼犯罪被害者給付金、見舞金</p> <p>▼他の給付金等</p>	<p>死亡した被害者の遺族に対して支給される「遺族給付金」</p> <p>犯罪行為による重大な負傷または疾病を受けた方にに対して支給される「重症病給付金」</p> <p>身体に障害が残った方にに対して支給される「障害給付金」</p> <p>国外犯罪被害弔慰金<府警></p> <p>国外犯罪被害見舞金<府警></p> <p>市町村見舞金給付 <市町村>（京都市除く）</p> <p>生活困窮者への生活資金給付 <京都市></p> <p>生活保護<市町村></p> <p>児童手当、児童扶養手当<市町村></p> <p>年金</p> <p>被害回復給付金支給制度 <検察庁></p> <p>▼被害補填等</p>	<p>死亡した被害者の遺族に対して支給される「遺族給付金」</p> <p>犯罪行為による重大な負傷または疾病を受けた方にに対して支給される「重症病給付金」</p> <p>身体に障害が残った方にに対して支給される「障害給付金」</p> <p>国外犯罪被害により死亡した日本国民の遺族に対し支給される（200万円）</p> <p>国外犯罪被害により負傷又は疾病を受け、障害が残った日本国民に対し支給される（100万円）</p> <p>遺族見舞金30万円、傷害見舞金10万円（全治1ヶ月以上の加療を要する傷害を負った被害者）</p> <p>犯罪被害を原因として生活に困窮することになった者であって、その資力から犯罪行為による傷病の療養に要する費用、葬儀費用その他の当該犯罪行為を原因として申請の日から6月以内に支出することとなると認められる費用の額を控除した額が200万円に満たない者</p> <p>生活資金の額：一事件30万円</p> <p>生活に困っている方が健康で文化的な最低限度の生活をすることができるよう保護費を支給。</p> <p>中学校終了前までの子どもを養育する方に児童手当を支給</p> <p>ひとり親家庭等で児童を養育している方に、児童扶養手当を支給</p> <p>遺族基礎年金、障害基礎年金</p> <p>詐欺等の犯罪行為によりその被害を受けた方から得た財産等を犯人からはく奪する刑事裁判が確定した後、はく奪した犯罪被害財産を金銭化して、給付金を支給。</p> <p>支給要件①加害者による賠償等が期待できないと認められ、かつ、犯罪被害給付制度その他の経済的負担の軽減を図るために公的な救済制度、又は保険による補填がされないと認められること②現に著しく困窮していると認められると認められることがないこと</p> <p>支給金額：100万円以上500万円以下の範囲内の50万円単位をもって、被害者又は遺族の事情、基金の財政状況等を勘案して支給</p> <p>振り込め詐欺教済法に基づく、被害回復分配金<金融機関></p> <p>低所得者世帯、障害者又は高齢者の世帯を対象に、生活再建や疾病等の療養、児童の修学に必要な経費等の貸付（福祉資金、教育支援資金、総合支援資金、不動産担保型生活資金等）</p> <p>※限度額：生活支援金2人以上月20万円以内、単身月15万円以内</p> <p>・母子福祉団体小口資金貸付（生活資金、修学資金、住宅資金）</p> <p>・母子父子寡婦福祉資金貸付金（無利子又は年利1.0%）再場</p> <p>・（独）日本学生支援機構奨学金</p> <p>・京都府高等学校等修学資金貸与制度</p> <p>・京都府修学支援特別融資利子補給制度</p>

犯罪被害者等の声	支援者の声	対応施策	既存制度	制度概要	
				制度名	内容
(一) 生活面・経済面について		△就労支援	自立支援教育訓練給付金 <市町村>	ひとり親家庭の母又は父で、就職を目指して技能を身につけたい方が資格取得のため講座等を受講する場合、その経費の一部を支給する制度。 支給額は受講のために支払った費用の6割に相当する額。（上限20万円、1万2千円以下は対象外）	ひとり親家庭の母又は父で、就職を目指して技能を身につけたい方が資格取得のため講座等を受講する場合、その経費の一部を支給する制度。
			高等職業訓練促進給付金 <市町村>	就職に有利な資格（6ヶ月以上のカリキュラムのもの）で知事が地域の実情に応じて、認める資格の取得支援と修業期間中を生活支援する制度。 支給額 訓練促進給付金 非課税世帯100千円 課税世帯705千円 修一時金 非課税世帯50千円 課税世帯25千円	就職に有利な資格（6ヶ月以上のカリキュラムのもの）で知事が地域の実情に応じて、認める資格の取得支援と修業期間中を生活支援する制度。
			高等職業訓練促進資金貸付金 <市町村>	高等職業訓練促進給付金を活用して、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金及び就職準備金を無利子で貸し付ける制度。 入学準備金500千円以内、就職準備金200千円以内	高等職業訓練促進給付金を活用して、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金及び就職準備金を無利子で貸し付ける制度。
			技能習得資金等 <府保健所>	経済的に困難な世帯（生活保護基準の1.8倍以下の収入）の児童（20歳まで）が技能習得のために施設に入った時に支給。※支給額は施設の区分による	経済的に困難な世帯（生活保護基準の1.8倍以下の収入）の児童（20歳まで）が技能習得のために施設に入った時に支給。※支給額は施設の区分による
		△金	修学支援・奨学生等 高校生等奨学給付金 <在学高校・府教委、府文教課>	児童の高等学校等での就学に要する経費（定額）を支給。 授業料以外の教育費負担を軽減するため、定額を支給。 ※生活保護世帯又は市町村民税非課税世帯の生徒	児童の高等学校等での就学に要する経費（定額）を支給。 ※生活保護世帯又は市町村民税非課税世帯の生徒
			母子父子寡婦福祉資金<府> 再掲	母子家庭、父子家庭、寡婦に福祉資金を貸し付ける制度。 修学 金額学級別 上限 183千円/年（大学院） 住宅 上限 1500千円/回 就学 金額学級別 上限 590千円/年（大学院） 転居 上限 260千円/回 就職 上限 330千円/回 医療 上限 340千円/回 介護 上限 550千円/回	母子家庭、父子家庭、寡婦に福祉資金を貸し付ける制度。
			奨学生等給付事業 <(公財)犯罪被害救済基金>	①人の生命または身体を害する犯罪行為により、不慮の死を遂げた方または重障害を受けた方の子弟等②犯罪行為を受けた時ににおいて、主として被害者の収入によって生計を維持していた子弟等③小学校、中学校、高等専門学校、大学、高等専門学校、特別支援学校または専修学校の専門課程若しくは高等課程に在学し、学業・人物ともに優秀でかつ、学費の支弁が困難であると認められる子弟等 給与額：小学生 10千円、中学生 12千円、高校生（国公立）17千円（私立）25千円 大学生（国公立）30千円	①人の生命または身体を害する犯罪行為により、不慮の死を遂げた方または重障害を受けた方の子弟等②犯罪行為を受けた時ににおいて、主として被害者の収入によって生計を維持していた子弟等③小学校、中学校、高等専門学校、大学、高等専門学校、特別支援学校または専修学校の専門課程若しくは高等課程に在学し、学業・人物ともに優秀でかつ、学費の支弁が困難であると認められる子弟等 給与額：小学生 10千円、中学生 12千円、高校生（国公立）17千円（私立）25千円 大学生（国公立）30千円
			交通遭児奨学金等 <府>	交通事故により親等を失った児童（乳幼児から高校生等）の教育・養育に関する経費（定額）を支給 ※支給額は、就学区分によって異なる。	交通事故により親等を失った児童（乳幼児から高校生等）の教育・養育に関する経費（定額）を支給 ※支給額は、就学区分によって異なる。
			日本財団まごころ奨学金（給付）	保護者又は本人が、犯罪に遭遇し、学費の支弁が困難になった家庭の子供で、高校・専修学校・高等専門学校に在学しているが進学を予定している方が対象。 高校・専門学校 17千円/月(公立) 25千円/月(私立) 入学時 50千円 大学・大学院 50千円/月 入学時 300千円	保護者又は本人が、犯罪に遭遇し、学費の支弁が困難になった家庭の子供で、高校・専修学校・高等専門学校に在学しているが進学を予定している方が対象。 高校・専門学校 17千円/月(公立) 25千円/月(私立) 入学時 50千円 大学・大学院 50千円/月 入学時 300千円

犯罪被害者等の声	支援者の声	対応施策	既存制度	制度概要															
			<p>母子父子寡婦福祉資金<府> 再掲</p> <p>福祉サービス利用援助 <京都府社会福祉協議会></p>	<p>母子家庭、福祉家庭、寡婦の方への福祉資金の貸付制度。</p> <table> <tr> <td>修学</td> <td>金額学校別 上限 183千円/年（大学院）</td> <td>住宅 上限 1500千円/回</td> </tr> <tr> <td>就学</td> <td>金額学校別 上限 590千円/年（大学院）</td> <td>転居 上限 260千円/回</td> </tr> <tr> <td>就職</td> <td>上限 330千円/回</td> <td>生活 上限 141千円/月</td> </tr> <tr> <td>医療</td> <td>上限 340千円/回</td> <td>結婚 上限 300千円/回上限</td> </tr> <tr> <td>介護</td> <td>上限 550千円/回</td> <td></td> </tr> </table> <p>認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力に不安のある方で、福祉サービスの利用をするための手続きがわからなかったり、日常的な金銭管理をするのがひとりでは不安な方について、相談や助言、手続きの代行、日常的なお金の出し入れの手伝い、印鑑や通帳の管理の手伝いをする。</p> <p>料金：1時間1,000円+生活支援員の交通費</p>	修学	金額学校別 上限 183千円/年（大学院）	住宅 上限 1500千円/回	就学	金額学校別 上限 590千円/年（大学院）	転居 上限 260千円/回	就職	上限 330千円/回	生活 上限 141千円/月	医療	上限 340千円/回	結婚 上限 300千円/回上限	介護	上限 550千円/回	
修学	金額学校別 上限 183千円/年（大学院）	住宅 上限 1500千円/回																	
就学	金額学校別 上限 590千円/年（大学院）	転居 上限 260千円/回																	
就職	上限 330千円/回	生活 上限 141千円/月																	
医療	上限 340千円/回	結婚 上限 300千円/回上限																	
介護	上限 550千円/回																		

○群馬県インターネット上の誹謗中傷等の被害者支援等に関する条例

令和二年十二月二十二日条例第六十二号

群馬県インターネット上の誹謗中傷等の被害者支援等に関する条例をここに公布する。

群馬県インターネット上の誹謗中傷等の被害者支援等に関する条例

インターネットの普及は、私たちの社会に大きな恩恵をもたらしている。人類史上、最大の発明の一つとも言われるこのツールを通じて、人々は世界のどこにいても、容易にコミュニケーションを図ることができるようになった。加えて、インターネットは、誰もが、あらゆる場所で世界とつながり、様々な情報を瞬時に入手することも可能にした。そのことで、一人一人が発信者になれる時代を到来させた。今や、世界中のあらゆるイノベーションは、インターネットの存在抜きには考えられないと言っても過言ではない。

しかしながら、社会全体のゲームチェンジャーとなったインターネットにも光と闇がある。例えば、匿名性や不特定多数性等、その特性に由来する誤った情報や嫌がらせによる風評被害、悪口等を言いふらし他人の名誉や感情を傷つける誹謗中傷、プライバシー侵害等が安易に行われ、いじめの温床となる等の問題が世界各地で深刻化している。

インターネットでいったん世界中に発信された情報を消去することは困難である。そのため、インターネットが無かった時代には想像もつかなかった被害が続発している。被害者は、特にインターネット上の誹謗中傷又はプライバシー侵害により心理的、身体的に大きな負担を強いられている。さらには、発信者自身が、意図せず加害者となるような事態も頻発している。

県民の誰もが被害者にも加害者にもなり得るという認識のもと、私たちは、被害者に寄り添い、被害者の視点に立った支援を行うことが不可欠だと考えている。同時に、県民が被害者にも加害者にもならないために、正しくインターネットを活用する知識と能力を身につけることも極めて重要である。今こそ、表現の自由に配慮しつつ、県民をインターネットの負の側面から守るために必要な施策を講じていく必要がある。

ここに、インターネット上で発信された情報により傷つけられた被害者への支援に関する基本的施策を明らかにし、展開することにより、県民が被害者にも加害者にもなることなく、自由かつ活発に情報を収集し、発信することができる社会、すなわち、誰もがインターネットの恩恵を享受できる、安全で安心な社会を実現することを目指し、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、インターネット上の誹謗中傷等の被害者の支援等に関する、県の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、これを推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「誹謗中傷等」とは、インターネット上において、誹謗中傷、プライバシーの侵害等当該者の権利を侵害する情報(以下この項において「侵害情報」という。)、侵害情報に該当する可能性のある情報又は侵害情報には該当しないが当該者に著しい心理的、身体的若しくは経済的な負担を強いいる情報を発信することをいう。

2 この条例において「被害者」とは、誹謗中傷等により平穏な日常生活又は経済活動等を害された者をいう。

3 この条例において「行為者」とは、被害者を発生させた者をいう。

4 この条例において「インターネットリテラシー」とは、インターネットの利便性、危険性及び基本的なマナーを理解して、正しく情報を取捨選択し、適正な情報を発信し、及びインターネット上のトラブルを回避してインターネットを正しく活用する能力をいう。

(県の責務)

第三条 県は、被害者を支援するための施策及び行為者を発生させないための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(県民の役割)

第四条 県民は、被害者が置かれている状況及び被害者の支援の必要性についての理解を深めるとともに、自らが行為者となることがないよう、インターネットリテラシーの向上に努めるものとする。

(連携協力)

第五条 県は、第三条の施策を円滑に策定し、及び実施するため、国、市町村、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。)、被害者の援助を行う民間団体その他の関係機関と連携を図らなければならない。

(基本的施策)

第六条 県は、インターネット上で情報を発信する者の表現の自由に配慮しつつ、次に掲げる施策に取り組むものとする。

- 一 被害者の心理的負担の軽減を含めた相談体制の整備
- 二 県民の年齢、立場等に応じたインターネットリテラシーの向上に資する施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、被害者を支援するための施策及び行為者を発生させないための施策

(相談体制)

第七条 県は、被害者の不安、被害者に生じた不利益等を解消し、及び被害者が抱える心理的負担を軽減するため、相談体制を整備するものとし、次に掲げる事項を行うものとする。

- 一 相談内容に応じた必要な情報の提供及び助言
 - 二 専門的知識を有する者の紹介
 - 三 前二号に掲げるもののほか、被害者の相談対応として必要な事項
- 2 県は、前項の相談体制の整備に当たっては、相談をする者が安心して話しやすく、相談しやすい環境づくりに努めるものとする。

3 県は、第一項の相談のほか、インターネット上で発信した情報に関して不安を抱える者の相談を受けるものとする。

(インターネットリテラシーの向上)

第八条 県は、県民の年齢、立場等に応じたインターネットリテラシーを学ぶ機会を提供するため、研修会、講演会等の開催のほか、教材等の制作、情報提供等必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、青少年に対する前項の施策を講じるに当たっては、学校教育と連携して取り組むとともに、就学前からの学びについて保護者の理解を得ながら取り組むよう努めるものとする。

(県民の理解の増進)

第九条 県は、誹謗中傷等の問題に関する県民の理解を深めるため、広報その他の啓発活動を行うものとする。

(財政上の措置)

第十条 県は、この条例に規定する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。